

令和3年

第8回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和3年8月25日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（9番南雲 廣悦委員、11番大平 泰弘委員）
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について
- 日程 9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について
- 日程 10 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
- 日程 11 第5号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 12 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 13 その他

- 令和3年8月26日（木）
 - ・令和3年度南魚沼市国民健康保険運営委員会 15：00～
 - 【本庁舎：大会議室】 〈水澤委員〉

- 令和3年8月27日（金）
 - ・第1回農地パトロール（2日目） 9：00～17：00
 - 【藪神・中之島・五十沢地区】 〈各地区委員・事務局〉

- 令和3年8月30日（月）
 - ・第1回農地パトロール（3日目） 9：00～17：00
 - 【上田・大崎・城内地区】 〈各地区委員・事務局〉

- 令和3年8月31日（火）
 - ・第1回農地パトロール（4日目） 9：00～17：00
 - 【浦佐・大巻・塩沢地区】 〈各地区委員・事務局〉

- 令和3年9月27日（月）
 - ・第9回農業委員会総会 9：00～
 - 【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
		11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜		

欠席委員は 1 名である。

10 番 棚村 光正

遅刻委員はなしである。

早退委員は 1 名である。

推 24 番 貝瀬 茂利

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係長	一之谷 浩太郎
農地係主事	貝瀬 佐知子		

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和3年第8回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

10番棚村委員から欠席届、推進委員24番貝瀬委員から早退届がでていますので、これを許します。よって本日の出席は農業委員が18名、推進委員が24名で合計42名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、9番南雲廣悦委員、11番大平泰弘委員をお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが何かありますでしょうか。古藤局長。

古藤局長 2点ほど報告をさせていただきます。1点目です。先月の総会の際に今後の日程ということでご連絡させていただ

きました農業・農政情報事業推進地区懇談会が津南町役場で開催予定でしたが、ちょうどその頃に津南町で新型コロナウイルスのクラスターが発生したため延期となっています。2点目が8月4日に第1回農家組合方向性検討委員会がJAみなみ魚沼本店で開催されまして、私が出席してまいりましたので概略だけ説明させていただきます。農家組合につきまして、現在高齢化や意識の変化もあって平成23年に344組合あったところが、令和3年には324組合となり20組合ほど減っています。出席者はJAが主催で、県の農林振興部、市農林課、湯沢町も管内となりますので湯沢町の環境農林課、NOSA I、土地改良区が大和郷・五城・南魚沼・湯沢町の担当者が出席していました。農家組合をどうするかという方向性については基本的には存続の方向で進めています。農業委員会といたしましては委員さんの選任などでお世話になっていきますので、なんとか存続の方向でお願いしたいと申し上げます。今後のスケジュールについてですが、会議を3ヶ月に一回程度会議をもちまして、令和4年度中にまとめて、令和5年3月に新たな体制になるように進めたいということになっています。以上です。

議 長

ほかにありますでしょうか。無いようですので、私からお願いします。8月18日に開催されました、市町村農業委員会代表者研修会について少し報告をさせていただきます。出席者については諸般の報告に記載のとおりですが、内容につきましては人・農地プランの実行についてということで講演と事例報告がございました。本来ならば中越協議会研修会ということで全員が参加する形で開催するのですが、今回につきましてはコロナの関係がございまして代表者研修会となりました。また、クラスターが発生している地区についてはWebでの会議となりましたので、現地での参加者は非常に少ない研修会でした。

他に皆さんからありませんでしょうか。

無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告
について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告
についてを議題といたします。事務局より説明を求めま
す。古藤局長。

古藤局長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降2件の事実確認
書を交付しています。転用事業者は同じ方ですが、いずれ
も転用目的どおりに完了していました。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
5ページをご覧ください。こちらは6件です。

1番、砂利採取のための解約で、5条申請済みです。

2番と3番が関連案件となっていて、いずれも砂利
採取のための解約です。こちらも5条申請済みです。

4番、耕作者不在のための解約ですが、今年は作業委託
で耕作されています。来年については貸付予定です。

5番、第三者との売買のための解約で、後ほど3条申請
があがってきます。

6番、こちらも第三者との売買のための解約で、3条申
請済みです。

(3)使用貸借の解約について

8ページをご覧ください。こちらは2件です。

1番、八色原の畑1筆968㎡です。所有者の都合による
解約で、4条申請済みです。

2番、大月の田3筆850㎡です。農地転用のための解約
で、5条申請済みです。

(4)農地法の適用を受けない事実確認について

10ページをご覧ください。非農地証明ですが、こちらは
3件です。

1番、中川の登記畑、現況宅地の2筆22㎡です。資料は

1-2ページをご覧ください。こちらは道路拡幅の買収後の残地で、狭い土地となったため農地として利用できなくなったとのことです。農地でなくなった年月日は昭和43年3月8日です。現地は7月19日に山本委員さんにご確認いただきました。非農地証明を発行しています。

2番、台上の登記田、現況宅地の1筆23㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。過去に農地法上の農地から外れた土地で、現地は7月19日に長谷川委員さんからご確認いただきました。非農地証明を発行しています。

3番、麓の登記田、現況宅地の485㎡です。資料は5-6ページをご覧ください。こちらも過去に農地法上の農地から外れた土地で、現地は7月29日に水澤委員さんからご確認いただきました。非農地証明を発行しています。

(5) 農地法施行規則29条1号の規定による通知について

12ページをご覧ください。農業用施設の届出ですが、こちらは1件です。

11番、永松の田1筆199㎡です。資料は7-9ページをご覧ください。転用目的は農作業場用地ということで、農機具格納庫の建築のためです。8月5日に届出をいただいています。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第1号報告を終わらせていただきます。

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指

名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

14ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が1件です。

土地は上原の畑1筆173㎡、あっせん理由は売買です。あっせん委員といたしましては8月12日に並木委員、貝瀬委員を指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について

議長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)

16ページをご覧ください。7月30日付けで県知事より利用配分計画の認可が来ています。今回は配分計画の移転です。今まで耕作されていた方から耕作できないとの申し出がありまして、表の中ほどにお名前がありますが新しい担い手の方に契約を移すという内容です。

第3号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第3号報告を終了させていただきます。

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第1号議案朗読)

18ページからになります。今月は8件の申請があがってきています。

105番、売買による所有権移転です。三郎丸の田4筆6,063㎡です。今回の申請で譲渡人は全農地の処分となります。申請理由は経営規模拡大のためです。

106番、売買による所有権移転です。長崎の田畑4筆3,196㎡です。申請理由は新規就農のため、そばを作付けして規模拡大をしていきたいとのことです。

107番、売買による所有権移転です。これまで譲受人の父が耕作していた土地について契約を解約し、娘である譲受人が買い受けるものです。上一日市の田6筆2,927㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

108番、使用貸借権の設定です。両者は親子で、最近譲渡人が相続した農地について農業者年金受給のために使用貸借を設定するものです。雷土の田畑5筆12,631㎡です。契約期間は8年で、他の契約と終期を合わせるために8年となっています。

19ページに移りまして、109番、使用貸借権の設定です。両者は親子で、譲渡人が昨年交換により取得した農地について農業者年金受給のために使用貸借を設定するものです。市野江乙の畑1筆165㎡です。契約期間は25年で、他の契約と終期を合わせるために25年となっています。

110番、使用貸借権の設定です。両者は親子です。こちら

の土地は昨年、地目が宅地から畑に変更されたため農業者年金受給のために使用貸借を設定するものです。寺尾の畑1筆237㎡です。契約期間は6年で、他の契約と終期を合わせるために6年となっています。

111番、使用貸借権の設定です。両者は親子です。大月の畑1筆1,046㎡です。こちらの土地は第三者へ貸付をしていましたが、期間が満了したために農業者年金受給のために使用貸借を設定するものです。契約期間は11年で、他の契約と終期を合わせるために11年となっています。

112番は農業者年金受給のための親子間の使用貸借権の再設定です。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

日程8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について

議長

日程8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

21 ページをご覧ください。今月は1件の申請があがってきています。

8番、中の土地2筆合計3,972㎡です。転用目的は社屋兼精米工場です。この案件につきましては今年の3月26日に農地法第5条の転用許可を受けたものです。資料は10-12ページをご覧ください。当初計画と変更後の転用申請地・転用目的に変更はありませんが、資料の11ページをご覧ください。地図の真ん中に■■■■という地番がございますが、こちらの土地を地権者から購入してもらいたいとのことで、こちらの土地を購入することになったため転用事業全体の面積が変更になったことと、開発面積が増えたために排水処理が変更になったことで事業計画変更承認申請を提出いただきました。この度、新たに購入することになった土地は宅地ですが、駐車場用地として利用したいとのことです。こちらの土地は第2種農地ではありますが、今回の申請については隣接する宅地を計画に含めるもので、計画変更の必要性が妥当なものと考えています。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認されました。

ここで議長交代いたします。

議長
(18 番 関委員)

議長交代し、議事再開いたします。

日程9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について

議長

日程9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

23 ページをご覧ください。今月は3件の申請があがっています。

14番、八色原の畑1筆968㎡です。転用目的は住宅用地で、農家住宅増築と農作業所等建築のためです。資料については13-15ページをご覧ください。内容につきましては今回の転用申請地の隣接にあります■■■■■■に昭和51年3月に農地法の許可を受けて農家住宅を建築したあとで、今回の申請地に資料にあるような配置で農作業所や車庫、育苗施設を建設したとのこと。この度、土地の権利者の契約状況を確認したところ、転用の許可を受けていないことが分かりまして申請いただきました。こちらの農地は第1種農地ではありますが、農家住宅用地として集落内の農地を転用するものであり許可相当と考えています。なお、申請地はすでに転用されていますので、申請者からは始末書を提出いただいています。

15番、藤原の畑1筆813㎡です。転用目的は駐車場用地です。資料は16-18ページをご覧ください。申請人は宗教法人です。内容については現在、お寺の周りに駐車場が無いということで、お寺の行事等で来る方のために申請地を駐車場として整備して利用したいとのことでした。現地はすでに駐車場として舗装されていますので、申請者からは

始末書を提出いただいています。こちらの農地は第2種農地ですが、集落に接続した農地を駐車場として転用するものであり許可相当と考えています。

16番、青木新田の田1筆447㎡です。転用目的は農作業場用地です。資料は19-21ページをご覧ください。申請人の法人は農地所有適格法人です。内容についてですが、こちらの農地は先月の総会で農振の用途変更の協議をしていただいた案件です。現在、この土地の半分は育苗施設として利用されていますが、経営規模拡大に伴いまして苗の受注量が増加したため残りの半分の土地も育苗施設として転用したいとのことです。こちらの農地は農用地区域内の農地ですが、農業用施設に転用するものであり許可相当と考えています。

第3号議案については以上です。

議長

関係委員がおります。19番並木孝夫委員の除斥を求めます。

(19番並木委員退席)

それでは、15番案件についてのみ質疑を行います。質問、意見等ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。15番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、15番案件については原案のとおり承認

されました。並木委員の除斥を解きます。

(19番並木委員着席)

続いて、15番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。15番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり承認されました。

ここで議長交代いたします。

議長
(19番並木委員)

議長交代し、議事再開いたします。

日程10 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について

議長

日程10 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

25ページからをご覧ください。今月の5条申請は7件です。

57番、浦佐の畑1筆346㎡です。賃借権の設定で、転用

目的は駐車場用地です。資料は 22-24 ページをご覧ください。申請の内容についてですが、申請人は従業員数が増え、既存の駐車場が手狭になったため申請地を借り受けて従業員の駐車場を建設したいとのことです。こちらの農地は都市計画法の用途地域内の第 3 種農地ですので、原則許可案件です。

58 番、西泉田の田 1 筆 192 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は 25-27 ページをご覧ください。申請の内容についてですが、申請地を売買により譲り受けまして一般住宅を建築したいとのことです。こちらの農地も都市計画法の用途地域内の第 3 種農地ですので、原則許可案件です。

59 番、大月の田 3 筆 850 m²です。賃借権の設定で、転用目的は農業用施設用地です。資料は 28-30 ページをご覧ください。こちらの農地につきましては、今年の 1 月総会で農振の用途変更の協議をいただいた案件です。申請の内容についてですが、譲受人の法人代表者と譲渡人は親子です。申請人は農地所有適格法人の要件を満たした法人として、農家レストランと農産物直売所等を建設したいという申請です。こちらの農地は農用地域内の農用地ですが、集落内の法人が農業用施設用地として利用するものですので許可相当と考えています。

60 番、樺野沢の畑 1 筆 333 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は 31-33 ページをご覧ください。現在譲受人は申請地の隣接地に居住されていますが、家族が増え手狭になったため申請地を売買により譲り受けまして一般住宅を建築したいとのことです。資料の 33 ページをご覧ください。現地は昭和 62 年に既存の建物を増築した際に建物の一部がはみ出ております。今回、申請地に住宅を建築することに伴い、解体する予定になっていますが、転用の許可を受けていなかったため申請者からは始末書を提出いただいています。こちらの農地は第 1 種農地ですが、集落に接続している農地を集落内に住んでいる申請者のための住宅用地として転用するものであり許可相当と考えています。

61 番、八竜新田の田 1 筆 213 m²です。売買による所有権

移転で、転用目的は境内地です。資料は 34-36 ページをご覧ください。申請者は宗教法人です。申請の内容については、境内地の一部が県道拡幅のために新潟県に買収されるにあたりまして、代替地として申請地を譲り受けまして境内地として利用したいとのことでした。こちらの農地は第 2 種農地ですが、集落に接続している農地を転用するものであり、許可相当と考えています。

25 ページと 26 ページをまたいでいますが、62 番案件です。茗荷沢の田 2 筆 5,881 m²です。賃借権の設定で、転用目的は砂利採取です。資料は 37-39 ページをご覧ください。申請内容につきましては、陸砂利採取のための一時転用で、期間は令和 3 年 9 月 20 日から令和 5 年 3 月 19 日までです。こちらの土地は農用地区域内の農地ですが、一時転用であるため許可相当と考えています。また、この案件は 30 a を超えるため農業会議への諮問案件となります。

63 番です。田崎と深沢の田 8 筆 10,408 m²です。賃借権の設定で、転用目的は砂利採取です。資料は 40-42 ページをご覧ください。申請内容につきましては、陸砂利採取のための一時転用で、期間は令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までです。こちらの土地につきましても農用地区域内の農地ですが、一時転用であるため許可相当と考えています。また、こちらの案件も 30 a を超えるため農業会議への諮問案件となります。

第 4 号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終了にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案については原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。

(9時45分休憩)

議長

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

(10時25分再開)

日程11 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について

議長

日程11 第5号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第5号議案朗読)

29ページからになります。今月の利用集積は新規の賃借権の設定が1件、賃借権の再設定が2件の合計3件となっています。

543番です。川窪、美佐島、余川の田14筆8,174㎡です。賃借権の設定で、対価は全部で7俵、10aあたりに直しますと51kgとなります。経営規模の拡大です。

544番、545番につきましては再設定ですので説明を省略させていただきます。以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議案 農用地利用集積計画（案）については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め第5号議案は原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

日程 12 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議 長

日程 12 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

（協議第1号朗読）

別冊になっておりますが、1ページをご覧ください。8月10日付けで市の農林課より農業振興地域整備計画の変更協議があがってきています。2ページをご覧ください。変更理由書ということで、今回はマスタープランの変更と農用地利用計画の変更が協議対象となります。3ページをご覧ください。今月はマスタープランの変更が1件、農用地区域への編入が1件、農用地区域からの除外が2件となっています。

4ページをご覧ください。最初にマスタープランの変更についてです。第2の2の農業生産基盤整備開発計画に荒金・堂島新田地区における県営農地環境整備事業が追加されるものです。事業の種類といたしましては区画整備事業で、受益面積は16.1haです。事業主体は新潟県で、工期は令和4年から令和9年までです。5ページからは区画整備事業の概要が示されています。23ページの地図をご覧ください。計画概要図ということで、こちらの区画整備事業が行われる場所が示されています。少し見づらくて申し訳ありませんが、①と③と⑤付近の色が少し濃くなっている部

分が対象地となります。

24 ページをご覧ください。続いては農用地区域への編入です。申出人は大和郷土地改良区です。25 ページをご覧ください。4 の変更の概要の（1）編入の理由といたしましては、現在下に記載があります編入する土地 8 筆が農振農用地に入っていない。この度、説明をさせていただきましたマスタープランの荒金・堂島新田地区の事業区域内に入るため田 8 筆 2,000 m²を編入するという内容です。27-29 ページには今回編入予定となる 8 筆の土地の詳細図が載っています。色が濃く塗られている部分が今回編入となる対象地です。30 ページには先ほどのマスタープランの変更と同じ地図が載っています。31 ページは 30 ページの計画概要図を拡大した地図になります。こちらも少々見づらくて申し訳ありませんが、太線で囲われた部分となります。30 ページと見比べてご覧いただければと思います。

32 ページをご覧ください。続いて農用地区域からの除外の案件です。1 件目、申出人は黒土新田の法人さんです。土地は借地を予定しています。2 の除外する理由についてですが、申出地の隣接地を 4 月に資材置場及び駐車場として東側の農道から乗り入れを行っていますが、接道幅を 4.84m しか確保できず、冬季間の乗り入れ等に支障をきたす恐れがあるため北側からの市道から乗り入れを行えるように事業敷地を拡張したいとのことです。3 の申出地の選定理由ですが、現在の既存施設と市道の間には申出地がありまして、市道から乗り入れを行うには申出地を利用するしかなく、申出地は現在休耕地で狭い土地であり今後も耕作者が見つかる見込みが無いことから選定したとのことです。土地は黒土新田の畑 2 筆 46 m²です。33 ページに移りまして、4 の変更の概要の（2）の開発の概要のアの開発の目的については資材置場及び駐車場敷地の拡張、乗り入れ位置の変更です。イの開発全体面積につきましては、既存敷地と今回の申請地を合わせて 729 m²です。34 ページをご覧ください。（4）補足説明及び資料等のイの土地提供農家等に対する営農確保措置についてですが、今回の申請で土地提供者における自作地は 0 となります。35 ページをご覧ください。こちらには農用地区域からの除外する要件に係

る適合理由が記載されています。5つの除外要件について全てクリアされています。36ページをご覧ください。こちらには事業者の開発スケジュールが載っています。来年の4月着工、5月半ばまでの工事となります。37ページには土地所有者からの条件付貸付同意書が載っています。38ページには変更箇所の詳細図がありますが、地図中央の塗りつぶしがされているところが申出地です。39ページに地番図、40ページに位置図、41ページに利用計画平面図、42ページに排水系統図が載っています。

続いて、除外の2件目です。申出人は島新田にお住まいの個人の方です。土地については借地を予定しています。2の除外する理由につきましては、現在申出人は妻の両親の自宅敷地内の作業所を改装した建物にお住まいですけれども、建物が老朽化し、手狭になってきたことから妻が美容院を開業するための店舗併用住宅を建築したいとのことです。3の申出地の選定理由といたしましては、共働き世帯で子供の面倒を妻の両親にみてもらうために、妻の両親の自宅の近辺で建築したく用地を検討しました。現在の自宅敷地は、建物と来客用駐車場を配置することが困難ということ、また、前面道路の幅員が狭いため車がすれ違いうことが難しく、冬季間は積雪でさらに狭くなるため店舗併用住宅を建設するには不向きとのことで、周辺用地を探したが、利用可能な土地が見つからずやむを得ず当該地を選定したとのことです。土地は島新田の田2筆488㎡です。44ページをご覧ください。4の変更の概要の(2)の開発の概要ですが、アの開発の目的については店舗併用住宅の建設です。イの開発全体面積は488㎡です。45ページに移りまして、(4)の補足説明及び資料等のアの位置選定経過についてですが、必要規模は店舗併用住宅が86.95㎡、カーポートが29.86㎡、来客用駐車場2台分が30.25㎡、通路敷地等が148.59㎡、雪処理場として192.35㎡の計488㎡です。市内での雪処理を考えると適当だと考えています。また、立地条件については4つ記載がありますが、除雪路線に面し、冬季間の交通に支障が無いこと、店舗併用住宅のため敷地内に来客用駐車場を確保できること、妻の実家に近いこと、周辺の農地に影響を与えないことの4つにな

ります。次に選定経過ですが、申出地以外の土地について検討した結果が記載されています。こちらについては51ページの変更箇所詳細図に記載されている番号と45ページに記載のある番号が対応しています。47ページをご覧ください。こちらには農用地区域からの除外に対しての適合理由がまとめられています。5つの要件について、それぞれクリアされています。48ページをご覧ください。こちらには事業の開発スケジュールが記載されています。来年の4月着工、8月末までの完成を予定しているとのこと。49ページには隣接土地所有者の同意書、50ページには所有者の条件付貸付同意書が載っています。51ページ以降については図面関係となります。51ページに変更箇所の詳細図、52ページに地番図、53ページに位置図、54ページに位置関係説明図、55ページに配置図、56ページに建物の平面図、57ページに建物の立面図、58ページに雨水の排水系統図が載っています。

協議第1号の説明については以上です。以上です。

議 長

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号については原案のとおり承認されました。

日程 13 その他

- 議長 日程 13 その他についてですが、なにかございますでしょうか。6 番山崎輝代委員。
- 6 番山崎委員 お疲れ様です。女性農業者との交流会担当部会からお知らせです。休憩時間中に担当者部会を開催し、今年度の女性農業者と農業委員会との交流会については残念ですが中止することに決まりました。新型コロナが収束していないこと、開催しても感染を気にして参加者が十分に交流会を楽しめないことから中止の判断をさせていただきました。皆さんからもご理解いただきたいと思います。新年度に向けて、冬の農閑期に検討していきたいと思います。以上です。
- 議長 ただいまの山崎委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。
- (質問、意見なし)
- 無いようですので、山崎委員ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。16 番駒形哲也委員。
- 16 番駒形委員 青年農業者との懇談会についてご報告いたします。先ほどの休憩時間中に青年農業者との懇談会担当者会議を行いました。実は先月に担当者会議をもったのですが、新型コロナの関係でいろいろな意見がでたなかで、今回の会議まで持ち越そうという話になっていました。青年農業者との懇談会につきましては行うということで準備をしながら、今後の情勢を見て判断していきたいと思っています。理由といたしましては青年農業者の団体の方々に意向を確認したところ、開催できるものなら開催していただきたいというご意見をいただきましたので、準備だけしておいて開催できるようなら開催し、難しいようなら中止にするという方向で進めていきたいと考えています。時期としては11月中を予定として準備していきますので、また詳細が決まり

ましたら皆様方に報告させていただきたいと思います。以上です。

議 長

ただいまの駒形委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、駒形委員ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。15 番井上秀樹委員。

15 番井上委員

お疲れ様です。幹事会よりお知らせいたします。

1 親睦会費の徴収について
以上です。

議 長

ただいまの井上委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、井上委員ありがとうございました。ほかにありますでしょうか。無いようですので、本日の議案は全て終了しましたので総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。

(10 時 45 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 3年10月25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

南 雲 廣 悦

会 議 録 署 名 委 員

大 平 泰 弘
